

檀通はその後、館林善導寺の第十一世に出世した。『善導寺記』（石井英亮、昭和十一年）には、檀通は開創より第三十五世と数えられ明暦元年七月五日に晋董したとある。したがって祐天は七年間増上寺で学問を励んでいたことになる。祐天十九歳のときであった。順調にいつていればおそらく名目部、頌義部を終え、選擇部に在籍していた頃であろう。

「浄土本」系の伝記にはこの周辺の記述が欠如しており詳細は不明であるが、祐天は檀通に隨身して館林善導寺、飯沼弘経寺そして鎌倉光明寺まで付き従い青年期を過ごしたのである。

この檀通の出世の決まったとき、祐天は大きな決断を迫られたのである。決断とは、増上寺に残って勉強を続けるか、あくまでも自分の師である檀通に隨身していくかということである。

隨身と言っても簡単にできたわけではない。まだ、この時代明確な規則付けがなされていないわけではなれないと思われるが、学頭になるほどの師ならば相当多くの弟子を抱えているわけであり、入寺まもない若い青年僧が随行することは難しかったろうことが想像される。

ところが「浄土宗史」の

府内檀林より田舎檀林に他山するには不都合の行為ありて破門せられたるに非らざる以上は左程困難なかりしがごときも他の檀林より増上寺に他山する場合は非常に面倒なりき

〔浄全〕二十、六三五頁

や「入寺帳」の

帰山・他山・隨身・追隨身による入寺の制限は、増上寺檀林のマンモス化を緩和し、在山僧と他山入寺僧との昇席をめぐるあつれきを回避するために必要であつた

〔入寺帳〕二、三三三頁

などから、増上寺から隨身で出ていくことは比較的容易であつたようである。ただし、一度他山となつた僧が再び増上寺に戻ってくるには大きな制約があつた。隨身の数に制約ができないのは、延宝四年の定書

増上寺方丈入院之時附来上座之僧於被_レ列之者不可_レ過_二一人_一座配者月行事中遂_二僉議_一可_レ定_レ之事

〔浄全〕二十、五八〇頁

からであり、貞享二年の寺社奉行下知状から「上座以下之所化随従之儀は不_レ可_レ過_二五十人_一」〔浄全〕二十、五八二頁〕という全体の枠ができた。当時の増上寺は増上寺内の僧侶の全体数を制限するため、出ていく者には寛容であり入る者は厳しくチェックするという管理体制であったようである。

祐天は伝記によれば、迷うことなく檀通に従ったことが読み取れ、自己の出世よりも檀通に付いていくほうを選んだのである。

師随受_テ業随_ヲ仕_{シテ}処_ニ処_ニ上人_ニ供給辛苦日暮不_レ倦猶如_レ不_三以_テ脇_ヲ而_三至_ヲ於_ニ席_ニ也

〔略記〕

檀通の人となりを伝える記述がわずかに伝えられている。

世姓閑于茲畧之矣従_二妙年_一乃聡敏而好学之人也達_二内外学_一顕密奥秘無_二余蘊_一清素
以極_レ潮節操以扶_レ危焉

〔顕阿・祐海ら〕鎌倉光明寺檀通
上人御腹内書附 享保八年、以下
檀通書附

隨身に至るまでの祐天ならびに隨身中の祐天像について「浄土本」のほうにはほとんど触れられていない。これは、著者がその頃の祐天を知らなかったことでもあるであろう。伝記を記したのは祐天の法弟たちであったと考えられ、祐天が高齢で亡くなったことを考えればむ

しろ自然であろう。しかしながら「浄土本」より成立の遅い「普及本」にはこの辺りのことが実に克明に記されている。例えば、成田山でお籠りをして不動明王によって知恵を授けられたという話や、檀通に勘当されたにもかかわらず隨身したことなどである（『御伝記』「一代記」）。

当時の檀林規則の中で、はたして史実として捉えうるかと言えば疑問を呈せざるをえない。とはいえ断定するには、さらに祐天の思想背景などを考察し、あるいは隨身時代の遺事を検討する必要がある。

『御伝記』には、檀通の名代として雲天寺で説法したことや、瓜連の常福寺で説法をしたという話が祐天の隨身時代の言行として出ている。残念ながら今のところ、これらを裏付ける資料は見つかっていない。

檀通は寛文九年飯沼弘経寺へ転住し、祐天も随行了した。祐天三十三歳のときである。当時の隨身僧がどのようなシステムで学問を進めていったのかは不明であるが、おそらくは法臘を基準に自分の相当する部に入り、それぞれの檀林の修学者とともに勉強に励んだのではなかろうか。そうだと仮定すれば、善導寺においてすでに宗学のうち、選擇部、小玄義、大玄義、文句部を終え、礼讃部辺りにいたことになる。

この部転について、

背古来之壁書、加部加年仕者、急度可申付事、付、中二年過可致部転事、

〔寛文十一年、増上寺史料集〕一、
一五六頁〔注〕弘経寺檀通の署名
あり

部転之儀如_レ有来法式_一一部三年宛勤学之以後可_レ転_レ之縱雖_レ為_二老僧_一初学之所家
者名目之席三年指置頌義之座可_レ移_レ之不_レ滿_二年席_一僧致_二部転_一儀堅可_レ為_二無用_一事

〔貞享二年、浄全〕二十、
五八三頁

就部転、三ヶ年一度被_レ御定候、從今年至卯之冬安居之終、諸檀林同時可_レ転之、
勿論臨終及入院部転、堅無用之事、

〔貞享三年〕増上寺史料集〕一、
二〇八頁

などの規則が出されているが、やはり祐天が学問を終えた辺りから厳しくなっているようである。

檀通の署名している寛文十一年の「関東諸檀林掟書」によれば、三年に満たずに部転したこともあったようである。

ここで、祐天の両脈ならびに璽書_{じしよ}を伝えられた年を考察してみたい。とは言うものの資料はほとんどない。

両脈を受けられる年齢については「浄土宗史」〔浄全〕二十、六三七頁に詳しい。元和條目によれば、

浄土修学不_レ至_二拾五年_一者不_レ可_レ有_二兩脈伝授_一於_二璽書許可_一者雖_レ為_二器量之仁_一不_レ満_二二十年_一堅不_レ可_レ令_二相伝_一事

とある。寛文十一年の掟書（『同書』六三八頁）では「五重者修学五年血脉者十年」とある。これによれば、祐天は二十七歳まですなわち善導寺時代にすでに檀通より兩脈を受けていたであろうことが推定される。璽書については当時の祐天に阿号がないのではつきりしたことは言えないが、規則どおりならば弘経寺で、規則より早ければ善導寺で受けられる立場にあったと考えられる。

一つだけ時代のわかる祐天手書きの資料が残されている。それは、弘経寺時代に書写した良定の『浄土随意法門要尺』なる書で、その末尾に「顕誉（花押）飯沼弘経寺ニテ」とあるから、すでに兩脈は受けていたことがわかる。このことから、『御伝記』にあるような檀通より法の上での勘当を受けていたという事実は否定しうるであろう。

そして、祐天が菊に取り憑いたという怨霊を解脱げだつさせたというあまりにも有名な累かさねの物語の原点も、この弘経寺時代であった。「浄土本」には詳しく載せず、『略記』にも利益の一つとして「累之靈魂脱苦」がその利益の証と言うにすぎない。『開山行状』には拾遺として載せるが、結論として「深心徹到くわ所_レ致諸佛所説諒不_レ虚矣」と言い、浄土宗の立場を保っていると言えよう。

『聞書』によれば、この物語は寛文十二年に起こった。祐天三十六歳のときである。現在も水海道市法蔵寺境内に残る累の供養碑から、内容はともかく半狂乱の菊という女性を救ったことは史実として捉えるほうが無理のないところである。そして、この物語のちに祐天を大僧正にまで持ち上げる原動力となったこともまた事実なのである。

第三項 帰山

檀通に次なる台命が下ったのは延宝二年五月十三日（鎌倉光明寺志）『浄全』十九、六二（九頁）のことである。祐天すでに三十八歳、順調に学問が進んでいれば無部のときである。檀通は鎌倉光明寺の四十三世として法統を継承した。しかし、転住後まもなくの八月二日檀通に遷化している（『檀通書附』）。「鎌倉光明寺志」に引用された『新著聞集』には、

病中に弟子祐天和尚祈禱堂に籠り快復を祈られけるに数日をへて何の験もなかり
ければいかばかり悲しき事に思ひ一際力を加へられしに晴天白日の時道場にはか
に雨降りしとなり

と、そのときの様子が記されている。祐天は師の遷化するのを目の当たりに見て心底悲しみ